

日本ソフトボール協会 公認審判員規定

(目的)

第1条 本協会及び支部（含支部連合会）が主催又は主管する大会の運営並びに審判の権威と公正を期するため、本規定の定めるところにより、公認審判員制度を設ける。

(公認審判員の種別)

第2条 公認審判員は、第1種・第2種及び第3種とする。

第3条 第1種公認審判員は、全国的大会の審判をすることができる練達堪能な技術と識見を持った者で、本規定に定める手続きを経て、本協会長よりその資格を付与された者とする。

第4条 第2種公認審判員は、地域的大会、第3種公認審判員は支部内大会の審判をすることができる熟達した技術と識見を持った者で、本規定に定める手続きを経て、本協会長よりそれぞれの資格を付与された者とする。

(公認審判員認定委員会)

第5条 公認審判員の認定に関する事項を処理するため、第2条の種別毎に公認審判員認定委員会を開く。

第6条 第1種公認審判員認定委員会(中央委員会)は、理事会の議を経て、本協会長が委嘱した認定委員長及び認定委員をもって構成する。

第7条 第2種公認審判員認定委員会(地域委員会)は支部連合会会長が、第3種公認審判員認定委員会(支部委員会)は各支部長が、それぞれ前条に準じて委嘱した認定委員長及び認定委員をもって構成する。

第8条 各認定委員会は各認定委員長がこれを掌理する。各認定委員会が必要と認めるときは、副委員長その他の分掌役員をおくことができる。認定委員は第1種公認審判員の資格を有し、年度登録された者でなければならない。

第9条 認定委員会に関する細目は各認定委員会がこれを定める。

(公認審判員認定)

第10条 公認審判員の認定は、各認定委員会が所属協会の理事会の議を経て期日・場所・その他の細目を定めて開催する認定会でこれを行う。

第11条 認定会における認定は、競技規則に関する筆答及び審判の実技の2科目についてテストを行い、その成績と認定会参加者の所属支部長よりの内申書とを総合して、その適否を決定する。

第12条 各認定委員会が前条により、公認審判員として資格を認定したときは別に定める様式により本協会長に認定報告書を提出するものとする。

第13条 本協会長は前条の報告に基づき、その所属支部長を通じて公認審判員証と徽章を交付する。

(公認審判員の登録)

第14条 公認審判員証を交付された者は、所属支部長を通じ毎年公認審判員として登録しなければならない。又年度登録をしなかった者はその資格を失う。

第15条 公認審判員証に登録された者には、本協会長より所属支部長を通じてその年度のワッペンが交付される。ワッペンは左腕に佩用する。

第16条 公認審判員はその年度のワッペンをつけなければ、すべての公式試合の審判員とは認められない。

次ページへ続く

(公認審判員の異動)

第17条 公認審判員がその所属支部を異動したときは、新旧支部長を通じて、本協会長にその旨届け出なければならない。

(認定会参加資格)

第18条 第1種公認審判員認定会には第2種公認審判員の資格を取得して2年を経過し、且つ所属支部長の推薦を得たものでなければ参加することはできない。

第19条 第2種公認審判員認定会には第3種公認審判員の資格を取得して1年を経過し、且つ所属支部長の推薦を得たものでなければ参加することはできない。

第20条 第3種公認審判員認定会には所属支部長の推薦を得たものでなければ参加することはできない。

(認定会参加手続)

第21条 認定会参加資格に定める資格を有する者が当該認定会に参加しようとするときは、その支部長に氏名生年月日・住所・職業・審判経歴及び公認審判員の資格の有無(取得年月日・認定委員長名)を記載した書面をもって申し込みをしなければならない。同一年度に同一種の認定会に参加する場合は、6ヶ月以上の期間をおかななければならない。

第22条 各支部長は前条の申し込みを受けた者について、その参加資格を審査し適当と認められた者に対しては申込書に内申事項を記載し、認定会参加申込者名簿を添えて、当該認定委員会に推薦書を提出するものとする。

(公認審判員の資格の喪失)

第23条 公認審判員が次の各号の何れかに該当するときは、その資格を喪失する。

- 1 年度登録をおこたったとき。
- 2 大会の審判委嘱を受けたにもかかわらず、特別の事由なくその任に当たらなかったとき。
- 3 所属支部を離れ、第17条の届出をしなかったとき。
- 4 公認審判員として任務遂行上不適当と認められたとき。

(名誉審判員)

第24条 公認審判員として永年尽力し、その功績が特に顕著な者で、審判の現役から退いたときは、名誉審判員の称号とバッヂを贈ることができる。

(終身審判員)

第25条 公認審判員として、審判活動に永年尽力し、その功績の顕著なものにたいして、終身審判員の称号とバッヂを贈ることができる。

(大会の審判員)

第26条 本協会の主催又は主管する全国的大会は第1種公認審判員がその任に当たる。

第27条 支部連合会又は支部の主催する又は主管する大会は、前条に準じ、第2種又は第3種公認審判員がその任に当たる。

第28条 国際審判員の資格取得は、本協会理事会に於いて定める。

第29条 本規定は本協会理事会の議を経て改正することができる。

第30条 本規定は昭和31年1月1日よりこれを実施する。

付則 昭和39年 2月15日 一部改正
昭和47年 1月30日 一部改正
昭和56年 4月 1日 一部改正
昭和60年 4月 1日 一部改正
平成10年 4月19日 一部改正
平成12年 4月 1日 一部改正

以上